

大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第25号

大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則（昭和46年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項を削る。

附則第4項中「特定被災区域」を「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）別表第2及び別表第3に規定する市町村」に、「平成28年4月1日から平成29年3月31日」を「平成29年4月1日から平成30年3月31日」に改め、同項に次の3号を加える。

(10) 帰宅困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の場合（平成29年度以後に対象区域等が解除され、又は再編されている場合を含む。）平成29年度分であって、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの納期に係る国民健康保険税全額

(11) 旧緊急時避難準備区域等、平成26年度に指定が解除された特定避難勧奨地点及び避難指示解除準備区域、平成27年度に指定が解除された避難指示解除準備区域並びに平成28年度に指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域である場合（上位所得層の場合を除く。）平成29年度分であって、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの納期に係る国民健康保険税全額

(12) 平成28年度に指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域である場合（上位所得層の場合に限る。）平成29年度分であって、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの納期に係る国民健康保険税のうち、平成29年4月分から同年9月分までに相当する月割算定額

附則第4項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「（東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた納税義務者に対する国民健康保険税の減免）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

（平成28年熊本地震により被害を受けた納税義務者に対する国民健康保険税の減免）

4 第5条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、平成28年熊本地震に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される市町村に住所を有していた納税義務者が平成28年熊本

地震の被害を受けたことにより第1号に該当する場合は、当該納税義務者の世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した第2号に掲げる国民健康保険税を減免する。

(1) 次のいずれかに該当する場合

- ア その居住する住宅が全半壊し、全半焼し、又はこれらに準ずる状態となった場合
- イ その属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合
- ウ 生計維持者の行方が不明である場合
- エ 生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- オ 生計維持者が失職し、現在収入がない場合

(2) 次に定める平成29年4月1日から平成30年3月31日までの納期に係る国民健康保険税

- ア 平成28年度分の国民健康保険税全額
- イ 平成29年度分の国民健康保険税のうち、平成29年4月分から同年9月分に相当する月割算定額

附則第5項を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。